

まつやま未来コネクト 分科会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まつやま未来コネクト 組織規約（以下「規約」という。）第27条に基づき設置される分科会（以下「分科会」という。）に関し、まつやま未来コネクト 活動運用規程第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 分科会は、まつやま未来コネクト（以下「組織」という。）の会員（以下「会員」という。）間で、地域課題の解決に向け、知見の共有や検討、具体的な取組等を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 分科会は、前条の目的を達成するために活動を行う。その活動は組織の正式な活動と称することができる。

2 分科会の活動に関する会議の開催及びその調整等は、各分科会が行うものとする。

(設置)

第4条 分科会の設置を希望する会員（以下「提案者」という。）は、「まつやま未来コネクト分科会設置提案書」を規約第29条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に提出することにより分科会の設置を提案することができる。

2 事務局は、前項の規定により提案があった内容を確認し、疑義のある場合は、規約第12条に規定する運営幹事会（以下「運営幹事会」という。）の意見を踏まえて、判断する。

3 提案者は、前項に規定する事務局の確認後、分科会の参加者を募る。

4 参加者が集まり、分科会設置への合意を図られたのち、第7条に規定する代表者（以下「代表者」という。）は、「まつやま未来コネクト分科会活動計画書」を事務局に提出する。事務局からの確認連絡をもって分科会が設置されたものとする。

5 ただし、提案の内容が次のいずれかに該当する場合は設置を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反する場合
- (2) 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合又は関連性や要素がある場合
- (3) 社会的妥当性を欠く場合
- (4) その他組織の趣旨にそぐわない場合

(組織)

第5条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。ただし、分科会活動を実施するにあたり、必要な場合は、メンバーの合意を得たうえで、会員以外の者を参加させることができる。

2 分科会は、2者以上で構成する。

3 メンバーの募集は、設置後も随時行うことができる。新たなメンバーを加える場合は、既存のメンバーの合意を得たうえで、代表者が判断する。

4 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第12条を遵守すること。

5 メンバーの変更が生じた場合、代表者は、「まつやま未来コネクト分科会活動計画書」の内容を更新し、速やかに事務局へ提出しなければならない。

(オブザーバー)

第6条 分科会は、必要に応じてオブザーバーに参加させることができる。オブザーバーは会議に出席し、意見を述べることができるが、意思決定には参加できない。

2 分科会へのオブザーバーの参加可否は代表者が判断する。

3 オブザーバーの変更が生じた場合、代表者は、「まつやま未来コネクト分科会活動計画書」の内容を更新し、速やかに事務局へ提出しなければならない。

(代表者)

第7条 分科会に、メンバーのうちから代表者1名を置く。

2 代表者は、分科会を代表し、会務を総理する。

(設置期間)

第8条 分科会の設置期間は、原則として、設置日から当該年度末とする。

2 設置期間の延長を希望する場合、代表者は、事務局が指定する期間中に「まつやま未来コネクト分科会活動計画書」の内容を更新し、事務局に提出しなければならない。

(廃止)

第9条 代表者の申し出により、当該年度途中であっても分科会を廃止することができる。代表者は、申し出後、「まつやま未来コネクト分科会活動報告書」を速やかに事務局へ提出しなければならない。

2 事務局は、分科会の活動実績がない又は分科会が第2条の目的を果たしていないと判断するときは、運営幹事会の意見を踏まえて、当該分科会を廃止することができる。

(活動報告)

第10条 分科会は、当該年度末までに、「まつやま未来コネクト分科会活動報告書」を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は必要に応じて、分科会活動により生じたアイデアや知見、その他の成果（以下「成果」という。）について、報告を求めることができる。

3 分科会は、前項の規定により事務局から報告を求められた場合には、速やかにその求めに応じなければならない。

(報酬及び費用)

第11条 分科会の代表者を含むメンバー及びオブザーバーの報酬は、無償とする。また、会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバー間での自己負担とする。

(秘密保持)

第12条 メンバー及びオブザーバーは、分科会活動により知り得た他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバー及びオブザーバーの秘密を漏らしてはならない。ただし、事前に当該情報又は秘密に係るメンバー及びオブザーバーの同意を得た場合は、この限りでない。

(活動成果等の取扱い)

第13条 分科会の活動計画、活動報告及び成果は、事務局を通じて会員に共有され、会員及び事務局は、成果を利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、分科会は、成果について会員に共有すること、会員及び事務局が成果を利用することが望ましくない内容が含まれると判断したときは、事務局と成果の取扱いについて協議し、事務局が、当該成果を利用、共有することが望ましくないと判断するときは、これを利用、共有しないものとする。

3 分科会は、成果について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、あらかじめ事務局に当該出願等の内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。ただし、分科会の活動により創出された発明に関わる知的財産権は、原則分科会に帰属するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか，分科会に関し必要な事項は，必要に応じて代表者が別に定める。

2 前項により定めた内容については，代表者は事務局に報告するものとする。

付 則

この要綱は，令和 7 年 5 月 12 日から施行する。